

第6節 オルゴール

オルゴールに著作物を利用する場合（第15節が適用される場合を除く。）の使用料は、当該機械1個につきその庫出価格（消費税額を含まないもの）の $\frac{7}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、特殊オルゴールについては、その使用料を当該機械装置1個につきその価格（消費税額を含まないもの）の $\frac{10}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。

（オルゴールの備考）

- ① 本規定の使用料は作曲の依頼料を含まない。
- ② 著作物の利用目的又は利用形態等特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。
- ③ 本規定の「特殊オルゴール」とは、電気装置を伴うオルゴール又はミュージックサイレンその他これに類するものをいう。